



平成 27 年 6 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社ゲオホールディングス
本 社 住 所 愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号
代 表 者 名 代表取締役社長 遠藤 結蔵
(コード番号:2681 東証 第一部)
問 合 せ 先 情報管理部 GM 三谷 康生
(TEL 052-350-5711)

当社元役員に対する訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 3 月 14 日付け「当社元役員に対する訴訟の提起に関するお知らせ」において公表しましたとおり、当社の元取締役沢田喜代則、森原哲也、久保田貴之(以下「元役員ら」といいます)を被告として、名古屋地方裁判所に対して損害賠償請求訴訟を提起しておりましたが、本日同裁判所より判決が言い渡されましたので、お知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び判決言い渡し日

名古屋地方裁判所 平成 27 年 6 月 30 日

2. 経緯

平成 23 年 12 月 16 日付「当社及び当社元関係会社における調査結果等のご報告」に添付の社外調査委員会による調査報告書第 5.1.(1)に記載のとおり、元役員らは、当社の取締役会決議を得るべきであったところ、取締役会決議を得ずに一部の取引先に対して多額の支出を続けておりました。当社はこれにより蒙った損害について、元役員らに対し、賠償の請求を行うべきであると判断し、総額 465,393,500 円及びこれに対する遅延損害金を請求する損害賠償請求訴訟を提起しました。

今般、証人尋問等の手続きを経て、判決が言い渡されることとなりました。

3. 判決の要旨

判決は、原告の請求の全部を認容し、元役員らに対し、以下の内容の支払を命じました。

- (1) 被告沢田・久保田は、原告に対し連帯して 168,500,000 円及びこれに対する平成 21 年 9 月 18 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (2) 被告沢田・森原・久保田は、原告に対し連帯して 127,050,000 円及び内金 14,650,000 円に対する平成 22 年 9 月 14 日から、内金 112,400,000 円に対する平成 23 年 2 月 28 日から、それぞれ支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (3) 被告沢田・森原は、原告に対し連帯して 85,550,000 円及びこれに対する平成 22 年 11 月 25 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

- (4) 被告沢田・森原は、原告に対し連帯して 33,700,000 円及びこれに対する平成 23 年 4 月 28 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- (5) 被告沢田・森原・久保田は、原告に対し連帯して 37,855,000 円及び内金 33,700,000 円に対する平成 23 年 8 月 31 日から、内金 1,570,000 円に対する平成 23 年 11 月 30 日から、内金 2,585,000 円に対する平成 24 年 1 月 31 日から、それぞれ支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

4. 今後の見通し

今回の判決により、当社の主張が認められたものと理解しております。元役員らより控訴がされた際にも、引き続き適切に対応する方針です。なお、今年度の当社業績に与える影響は見込んでおりません。

以上